

特別弔慰金請求に必要な書類

※以下の関係書類が特別弔慰金の請求に必要です。ご不明な点は、松山市役所 市民生活課（市役所本館 6 階）特別弔慰金担当 089-948-6814 までお問合せください。

1. 請求に必ず必要なもの

書類	① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
	② 第 11 回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
	③ 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
	④ 請求者の本人確認書類のコピー ※官公庁発行のもの（免許証、保険証等）
	【代理人が請求する場合】 ⑤ 代理人の本人確認書類のコピー ※詳細は委任状をご参照ください。 ⑥ 委任状（請求者の同意のもと代筆可） ホームページからもダウンロードできます
戸籍	① 請求者の戸籍抄本（R2. 4. 1 時点の内容のもの） 令和 2 年 4 月 1 日以降発行のもの
その他	① 弔慰金受取りに登録する印鑑

2. 請求される方の状況によって必要なもの

申請される方によって、その他戸籍や、申請書類等が必要となる場合があります。

必要書類が複雑なため、詳細は市民生活課（089-948-6814）へお問い合わせください。